

平成30年12月7日開催教育委員会会議記録

1 開会・閉会等について

日 時	平成30年12月7日(金) 午後3時00分
場 所	教育委員会室
開 会	午後3時00分
閉 会	午後4時05分
出席委員	
教 育 長	加 藤 裕 之
委 員	阿 部 博 道
委 員	坂 根 慶 子
委 員	淺 松 三 平
委 員	白 石 祐 一
説明のために出席した職員	
教育委員会事務局次長	後 藤 隆 宏
教育委員会事務局参事 (庶務課長事務取扱)	宮 本 知 幸
学 務 課 長	西 村 克 己
指 導 室 長	横 山 圭 介
すみだ教育研究所長	石 原 恵 美
地域教育支援課長	石 岡 克 己
ひきふね図書館長	高 村 弘 晃

2 議題について

(1) 議決事項

第1 議案第40号 第24回MOA美術館墨田児童作品展入賞者に対する表彰状の交付について

第2 議案第41号 墨田区立幼稚園の保育料に関する条例施行規則の一部改正について

第3 議案第 42 号 平成 3 1 年度における主要な教育課題について

(2) 報告事項

- 第1 教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について(資料 1)
- 第2 平成 3 0 年度財政援助団体等監査の結果に基づき区長等が講じた措置の公表について(資料 2)
- 第3 第 8 回税に関する絵はがきコンクール入賞者に対する表彰状の交付について(資料 3)
- 第4 寄付者への感謝状の贈呈について(資料 4)
- 第5 学校歯科医の退任に伴う感謝状の贈呈について(資料 5)
- 第6 学校歯科医の委嘱発令について(資料 6)
- 第7 わんぱく砦の改修工事に伴うわんぱく広場及びわんぱく砦の休園について(資料 7)
- 第8 平成 3 0 年度インフルエンザの発生状況について(資料 8)

3 会議の概要について

教育長 それでは、本日の教育委員会を開会します。本日の会議録署名人は、坂根委員にお願いします。

議決事項第 1・・・資料 P 1～2

議案第 4 0 号「第 2 4 回 M O A 美術館墨田児童作品展入賞者に対する表彰状の交付について」を上程し、庶務課長が資料のとおり説明する。

教育長 ただいまの説明について、何かご質疑、ご意見はありますか。

坂根委員 以前にも聞いたかもしれませんが、M O A 美術館に展示されるのですか。

庶務課長 区役所 1 階に展示されます。

坂根委員 支援しているのが M O A 美術館ということですか。

庶務課長 はい。

浅松委員 何年生かわかりますか。

庶務課長 教育長賞の白石彩華さんは、中和小学校の 4 年生です。教育委員会賞の高石紅羽さんは、錦糸小学校の 4 年生です。

阿部委員 全国作品展があると聞いていますが、これと関係はありますか。

庶務課長 さまざまな自治体で実施しており、23区内でも多くの区が実施しています。東京都以外でも開催されていると聞いています。

阿部委員 これはこれで完結するということですか。さらに上位の全国賞などはありませんか。

指導室長 M O A美術館の児童作品展は絵画と書写のジャンルがあり、いずれも地域審査の上位作品について全国コンクールを行い、そこで上位賞が付与されます。今回の入賞作品の上位のものが全国コンクールに上がります。

教育長 これは区長賞と議長賞もあり、23日の表彰式では私も表彰状を渡すことになります。

白石委員 今回第24回ですが、墨田区はずっと参加しているのですか。それから、M O Aがどういう意味かインターネットで確認しましたが出ていませんでしたが、その美術館が主体となってやっている大変良いものだと感じました。

庶務課長 公益財団法人岡田茂吉美術文化財団の略です。

指導室長 財団が地域コンクールを行い、さらに全国コンクールを行います。区や教育委員会が共催や後援をしている場合がありますが、自治体によって様々です。墨田区での展覧会は24回目ですが、区として後援をいつの段階からしたか今はわかりませんので確認して回答します。

教育長 教育長賞は2年前からです。それまでは教育委員会賞だけでしたが、要請を受け、教育長賞を選んでいきます。それでは、議案第40号は原案どおり授与することにしたいと思いますが、ご異議ありますか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、原案どおり授与することにします。

議決事項第2・・・資料P3～7

議案第41号「墨田区立幼稚園の保育料に関する条例施行規則の一部改正について」を上程し、学務課長が資料のとおり説明する。

教育長 ただいまの説明について、何かご質疑、ご意見はありますか。

坂根委員 昭和43年ということは約50年前ですが、シングルマザー等への配慮が5

0年経ってやっと改正される、随分長くかかったというのが私の率直な感想です。

教育長 それでは、議案第41号は原案どおり改正することにしたいと思いますが、ご異議ありますか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、原案どおり改正することにします。

議決事項第3・・・資料P8～11

議案第42号「平成31年度における主要な教育課題について」を上程し、指導室長が資料のとおり説明する。

教育長 ただいまの説明について、何かご質疑、ご意見はありますか。

浅松委員 今年の3月に墨田区教育委員会で改定されたいじめ防止プログラムの内容について、指導室長からも何度も説明がありましたが、他の区市町村と比べても非常にしっかりしたものだと思います。そういった意味で、これは加えていただきました。いじめの問題については学校関係者だけではなく、家庭と地域の理解も重要であり、いじめが起きてからではなく、事前に周知して理解してもらう必要があるのではないかとすることで、家庭・地域の理解・協力ということも加えていただきました。それから、1の(1)授業改善の推進・授業力の向上の「ICT機器を効果的に活用し、「分かる」、「できる」授業を展開すること。また、児童・生徒の論理的思考力を高めること」が気になります。後半はよいのですが、「分かる」、「できる」という考え方についてです。「分かる」授業は学習指導要領でも使われていますし、研究発表会でも使われている言葉です。しかし、保護者や地域の方は「できる」授業とはなんだろうと感じると思います。この「できる」授業というのは、たしか算数や国語など座学とは違い、実技教科と体育なども含めて、実際に技能的な部分でできるということだと思います。できて分かるというのが逆にあるという論争もありますが、「できる」授業という表現について、まだ少し気になります。何か校長会で意見はありましたか。

指導室長 これについて校長会から意見はありませんでした。「分かる」にプラスして「できる」というのは、座学の理解だけではなく、実技教科もということですが、やはり同時に、子どもたちが授業の中で自分ではできるようになったということを実感する、そういう視点で授業改善をしていきます。そのためには、ICT機器の活用も効果的だ

ろうということで、こちらに入れております。

浅松委員 要は「できた」と実感できる授業ということですね。そう説明すると、保護者の方たちは分かると思います。業界用語のように聞こえてしまいました。これは来年の教育課程に向け、校長、管理職に説明し、それを受けて学校教員に説明するというところでしょうからよいと思います。

教育長 「分かる」というのは、理解させるだけで、子どもたちができることまで確認はされていなかったということなので、指導室長の説明に尽きます。子どもたちが「分かって」よかったということではなく、子どもたちが「できる」までを確認させましょうということがこの意図です。ですので、メッセージが含まれています。

浅松委員 それは分かった上での話ですが、「できる」授業の受け止め方が少々しっくりこなかったので、申し上げました。

教育長 「分かる」というのは子どもが主体で、「分かる」授業というのは、要するに「子どもが分かる」授業ということで、主語が抜けています。そういう意味で解していくと、「分かる」授業ではなく、「分からせる」授業や「できるようにする」授業だと思えます。

指導室長 意味としてはそういうことです。墨田区教育委員会としては今年度の5月に出した教育委員会からのメッセージでも、「分かる」だけではなくて、「分かる・できる」という言葉を並べることで、その意識付けを教員にもしていることから、主要課題についても並列し、教育委員会からのメッセージとしっかり重ねていくという考えです。

浅松委員 わかりました。

教育長 浅松委員の言われたことも重要です。「分かる」授業というと、教員たちはそれでよいですが、ほかの人が見ると、「児童・生徒が分かる」授業でしょうという話になりますので、区民の方にもきちんと理解してもらえるように、丁寧に書いておいた方がよいかもしれません。

阿部委員 前に話題になったかもしれませんが、2の(2)の2つ目、「いじめをしない、させない、許さない」というのはよく使われますが、正式には「見逃さない」というのが国の標語です。その整合性はよいのか気になります。

坂根委員 ここはかぎ括弧になっていれば違うと思います。「いじめをしない、させない、許さない」というのは、日ごろから、標語的に使っていますね。

阿部委員 法務局は「見逃さない」という言葉を使っています。

教育長 文部科学省の通知等はどうなっていますか。

指導室長 それについては少々確認させていただきたいのですが、「見逃さない」というところが、どちらかというとな大人の視点からという感じがありますので、子どもたちに対して、いじめをしない、させない、許さないという意識を高めていくということでこのような形で考えておりました。

坂根委員 しかし、これは子どもたちだけではなく、地域も保護者も教員もそうではないですか。

指導室長 「家庭・地域との連携を図ることで、いじめ防止の取組を推進すること」という形になっていますので、主語が曖昧な部分がありますが、日ごろから子どもたちの意識を高めるという意味で書いております。

坂根委員 子どもだけですか。

教育長 指導室では、文部科学省をベースに作っていると思いますが、どうなっていますか。

指導室長 人権擁護のリーフレット等は、「見逃さない」という言葉をキーワードにしています。

阿部委員 法務局の言葉はキーワードとして、「見逃さない」になっていますね。いつもその整合性をとらなくてよいのか疑問に思っています。

教育長 区の人権担当と調整して、その結果を、委員のみなさんに知らせるような形にお願いできればと思います。

指導室長 都教委では、「いじめをしない、させない、許さない」という形で使っています。

阿部委員 むしろ、「許さない」が一般的には多く使われているように思います。私もこの方が強めの言葉なのでよいと思います。

指導室長 表記の不統一についてご指摘がありました。文部科学省の常用漢字表の本表及び公用文における漢字使用等についてというものをもとに東京都の指導部が作成した表記があり、それを使って学校には指導しております。これに基づいて用語を使っているということでご理解ください。

浅松委員 私もこれを使っていましたが、23年以降は改訂していないということですか。

指導室長 23年以降は、改訂はありません。

教育長 ほかにありますか。

坂根委員 今日決定ということですか。少し申し上げたいのは、先ほどの「分かる・できる」ですが、最初、教育委員会で「分かりやすい」という言い方をしていたので、私は、それはおかしいと申し上げました。「分かりやすい」というのは授業の方法であって、これは方法を言っているのではありません。それから、先ほどの人権のところ、「正しい理解と認識」と最初はなっていて、正しいというのは誰が決めるのかと申し上げて、それが直っているところがあります。あと、1の(4)国際理解教育の推進のところ、オリンピック・パラリンピックが外れて、中学生の海外派遣と、各教科等で我が国と世界の国々の歴史・文化・習慣を学ぶとあります。これはよいのですが、国際理解ということに関して、例えば250万人を超す日本在住の外国人について、そして働いている外国人が100万人を2年ぐらい前に突破していますので、そういうことに触れないのかという意見を申し上げましたが、それには全然触れていないですね。

指導室長 そのことについては、各教科等の学習を通してという話で書かせていただきましたので、入れるのが難しかったところがあります。

坂根委員 2の(4)個別の課題に応じた適切な指導の推進で、外国につながるのある児童は書いてありますが、国際理解と別物のように書いてあると私は感じておりますので、意見として申し上げました。それから、4の(2)郷土文化に関する教育の充実についてです。最初は人物の授業ということで、人物がゲストに来るのかというようなことになり、直していただきました。そうしたら「地域や地域に関わる人物に関する授業」ということで、「関する」ということが重なるのは、間違いとは言いませんが、日本語として馴染みがよくありません。先ほど浅松委員がおっしゃいましたが、どうしても行政が使う用語が多くなります。もっと良い日本語、例えば「関する」という言い方ではなく、「地域にゆかりのある」というような和語を使うとよいと思います。「ゆかりのある人物に関する」だったら、下が「関する」でもよいですが、「関わる・関する」のように漢語の行政用語を重複して使いがちなので、そういう文章になるのではないかと感じます。

教育長 「ついでの」のように、言い方を変えた方がよいということですか。

坂根委員 「ついでの」でもよいですし、「地域につながるのある人物に関する」でもよいです。

指導室長 「ゆかりのある人物に関する授業」という形にすると、意味は変わらずそう

いう形になるかなと思います。

坂根委員 その方がよいと思います。「人物についての」だとさらによいですね。

指導室長 学習課題に関わって、その地域にゆかりのある方が出てくることも含めてなので、その人物について学ぶということではありません。地域にゆかりのある人物に関する授業という形で改めさせていただければと思います。

坂根委員 要するに、例えば地域の方が授業に来るということも含めて考えているわけではないのですか。

指導室長 郷土文化に関する教育の充実ということになりますので、例えば、地域の工芸や工芸文化に関わりがある方については取り上げる可能性もありますが、基本的には過去の人物が主になると思います。

教育長 そうすると、今指導室長が説明した「関する」はおかしくないでしょうか。

坂根委員 「ついて」ではいけないのですか。限定が強くなるということですか。

指導室長 人物についての授業というと、その人物を学ぶことに限られてしまうかと思えます。

教育長 地域にも関わるのですね。

指導室長 そうです。

教育長 地域について、それから、地域にゆかりのある人物についてなので、2つに係るから、人物に限定されるわけではないのではないのでしょうか。坂根委員がおっしゃっているのは、「関わる」というのは役所用語で固くて少し分かりにくいのではないか、だからもう少し分かるようにした方がよいのではという指摘だと思います。「関わる」と「関する」というのを、違う言い方にはできないか検討し、変えられたらお知らせするというところでよろしいですか。

坂根委員 はい。

教育長 ほかにありますか。

白石委員 1の(2)幼保小中一貫教育の推進の部分で、幼児・児童・生徒同士の交流及び教員同士の連携・協働を進めると書かれていますが、これは情報共有も含まれているということよろしいですか。

指導室長 はい。

白石委員 いじめ・不登校の部分で、校内はもとより幼・保・小・中での情報を共有し、組織的に対応するというところがあったので、広い目で見えて協働ということを入れたの

かと思い、その確認でした。

指導室長 そういう趣旨も含めて協働という言葉を使用しました。

教育長 ほかにありますか。それでは、議案第42号は、ご指摘のあったところを修正するということで決定することにしたいと思いますが、ご異議ありますか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、そのとおり決定することにします。

報告事項第1・・・資料P12～24

「教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について」、庶務課長が資料のとおり説明する。

教育長 具体的なイメージとしては、役所にいる人が自発的に法科大学院等に通う時やJICAに参加する時、この制度に則り、戻ってきた時に職が確保されているが、その間の給料は無給になるということでしょうか。

庶務課長 はい。

坂根委員 その場合、給与無給で、年金や健康保険も対象外ということですか。

庶務課長 教育長から話があったJICA等については、そちらから一定程度の給料が支払われることにはなりますが、大学院等については基本的にすべて本人が支払うことになっています。

坂根委員 私もJICAで仕事をしていたことがあります。JICAは海外派遣の場合はそれなりの給与や現地の手当がありますが、ここで言っているのは、区役所からは全く払われないということですね。

庶務課長 そうです。

坂根委員 保険もまた別ですか。例えば年金の場合は、自己で払う形もあるわけですか。

庶務課長 はい。

坂根委員 それから、資料P14の承認の取り消しについてです。外国における奉仕活動の全部もしくは一部を行っていないとあります。在学している課程を休学し、またはその授業を欠席しているともあります。これは、休学や停学、成績や単位をチェックするわけですか。

庶務課長 全て履修がとれなかった場合や卒業できなかった場合、そういうものについては個々の事情を確認して、区当局で判断をするという形にしています。

坂根委員 個別になるわけですね。

庶務課長 はい。

坂根委員 欠席しても単位が取れるところもありますし、大学や大学院によっていろいろ差がありますので、どうなのかなと思いました。例えば成績表を提出させるということはないわけですね。

庶務課長 基本的にそこまでは求めておりません。

教育長 他に制定されているところはありますか。

庶務課長 23区においては、文京区が制定しており、本区が2区目になります。文京区では、法科大学院に行った例があるそうです。

教育長 ほかにありますか。この報告は、墨田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第3条に基づく、教育長の臨時代理による処理の報告ですから、委員会としての承認が必要となります。承認してよろしいですか。

(「はい」の声あり)

教育長 それでは、報告のとおり承認することにします。

報告事項第2・・・資料P25～35

「平成30年度財政援助団体等監査の結果に基づき区長等が講じた措置の公表について」、庶務課長が資料のとおり説明する。

教育長 ただいまの説明について、何かご質疑はありますか。

浅松委員 指定管理者の定期的な連絡会議というのは行っていないのですか。

ひきふね図書館長 指定管理者の定期的な連絡会議は毎月1回行っています。その中で確認をしております。

浅松委員 その中でも、ということですね。

坂根委員 素朴な質問ですが、備品の適切な管理とありますが、備品とは一体どのようなものですか。消耗品とは違うものでしょうか。

ひきふね図書館長 私どもが指摘されたのが、その上の指定管理業務の一部を第三者に委託する際に、事前に承認を受けていないという部分です。備品に関しては教育委員会外の事例です。

坂根委員 わかりました。教育委員会外でも備品とはどんなものでしょうか。

ひきふね図書館長 区の規定ですと、購入価格5万円以上のものが備品ということになっております。指定管理においても、その規定を準用しております。

坂根委員 例えば、机とかですか。

ひきふね図書館長 価格が5万円以上ならばそうなります。

坂根委員 わかりました。

報告事項第3・・・資料P36

「第8回税に関する絵はがきコンクール入賞者に対する表彰状の交付について」、庶務課長が資料のとおり説明する。

教育長 ただいまの報告について、何かご質疑はありますか。

白石委員 区内の小学生を対象に募集をかけたということですね。

庶務課長 はい。

坂根委員 中学生の税についての作文も一緒にアトリウムで発表していたと思いますが、それは違うのですか。

庶務課長 下のアトリウムは税務課で展示をしておりまして、教育委員会では、この絵はがきコンクールが対象になります。

坂根委員 わかりました。

教育長 この報告は、墨田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第3条に基づく、教育長の臨時代理による処理の報告ですので、委員会としての承認が必要となります。承認してよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 それでは、報告のとおり承認することにします。

報告事項第4・・・資料P37

「寄付者への感謝状の贈呈について」、庶務課長が資料のとおり説明する。

教育長 ただいまの説明について、何かご質疑はありますか。これは、教育委員会ではなく、教育長の感謝状ということですのでよいですね。

庶務課長 はい。交付主体は教育長です。

報告事項第5・・・資料P38

「学校歯科医の退任に伴う感謝状の贈呈について」、学務課長が資料のとおり説明する。

教育長 ただいまの説明について、何かご質疑はありますか。

(質疑なし)

報告事項第6・・・資料P39

「学校歯科医の委嘱発令について」、学務課長が資料のとおり説明する。

教育長 ただいまの説明について、何かご質疑はありますか。

(質疑なし)

教育長 この報告は、墨田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第3条に基づく、教育長の臨時代理による処理の報告ですので、委員会としての承認が必要となります。承認してよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 それでは、報告のとおり承認することにします。

報告事項第7・・・資料P40

「わんぱく砦の改修工事に伴うわんぱく広場及びわんぱく砦の休園について」、地域教育支援長が資料のとおり説明する。

教育長 ただいまの説明について、何かご質疑はありますか。

(質疑なし)

報告事項第8・・・資料P41～42

「平成30年度インフルエンザの発生状況について」、学務課長が資料のとおり説明する。

教育長 ただいまの説明について、何かご質疑はありますか。

坂根委員 風疹はどうでしょうか。

学務課長 風疹に関しても保健所と東京都からの情報を集めておりますが、墨田区内で

は現在、風疹に罹患している児童・生徒はおりません。

その他1

坂根委員 昨日、小学校のオーケストラ鑑賞教室に行ってまいりました。庶務課長も最初ご覧になり、とても楽しいコンチェルトでした。いつも大横川親水公園を通過してトリフォニーに行くので、その道で鑑賞教室に向かうどこかの学校の小学生に会うのですが、昨日は皆さん雨のために遠回りをして公園を通らなかったようです。それでもみんな元気に来ていました。雨の中よく歩くなと感心しました。

白石委員 私も本日、小学校の連合学芸会に行って、午後の部は残念ながら見られなかったのですが、午前中は拝見しました。三寺小がインフルエンザの関係で児童たちが辞退をしたということで、やった画像を投影して今回は見てもらうという話を山田先生から伺いました。ただ、あのような広い舞台上でできなかったことは子どもたちも残念だったと思います。何かほかの機会があれば、また子どもたちに頑張ってもらえればと思っています。

坂根委員 音響効果がよいので皆さん一生懸命練習しているのでしょうか。あそこへ行くともっとよく聞こえます。あそこでできるのはすごいことですね。

その他2

学務課長 感染症予防に関して児童の健康情報の把握ということで、各学校に日本学校安全保健会が開発したサーベイランスというソフトがあります。何月何日はどういう状況で、何年何組がどういう状況で休んでいるという情報を、保健所、学務課、各学校とで情報共有をしています。

教育長 保育園もやっているのですね。

学務課長 やっています。

教育長 全体で取り組んでいるので、発生したときに注意すべきだと分かるということですね。

学務課長 はい。

坂根委員 区の保育園全部ですか。

学務課長 はい。

その他 3

庶務課長 12月5日付けで選挙管理委員会事務局から、墨田区選挙管理委員会委員長及び同職務代理の就退任の通知がありました。

教育長 それでは、これで教育委員会を閉会します。